

6月定例会

平成27年度一般会計補正予算、条例制定・改正など、18議案を可決・承認しました。
また、請願2件については不採択としました。

注1：独立行政法人日本スポーツセンターが、totoの販売により得られる資金をもとに、地方公共団体等が行うスポーツ振興を目的とする事業に対する助成金。
注2：工場の建設のために、新たに取得する資産のうち、土地及び減価償却資産（建物、機械及び装置等）の工場等の取得に要する経費。
注3：公共交通ネットワークの再構築に向けた計画。

条例

市の全ての債権について、適正な管理を行うために必要な事項を定めた債権管理条例の制定、平成28年3月31日に市民会館を閉館することに伴う市民会館条例の廃止など、5件の条例制定・改正・廃止案を可決しました。

総務委員会では、債権管理条例について審査を行いました。審査では、債権放棄を判断する手順について質問し、市側からは、「最初に、ある程度専門知識を持った収納課がチェックし、疑義がある場合は、担当課に聞き取り等を行う。収納課での判断が困難な場合は、長崎県地方税回収機構のアドバイザー等の専門的な意見を踏まえた上で、庁内に設置している債権管理委員会が最終的に判断することになると考えている。」との答弁がありました。

そのほか、条例制定に伴う組織体制について質問し、市側からは、「来年4月に新たな収納セクションを設置する予定であり、見直しや

改善を図りながら実施していきたい。」との答弁がありました。

厚生文教委員会では、市民会館条例の廃止について審査を行いました。審査では、閉館する市民会館に代わる施設を建設する予定があるのか質問し、市側からは、「建設する場所やコスト、市の財政状況等を考慮しながら庁内で検討を進め、平成28年度中に、おおまかな場所や規模を示したい。」との答弁がありました。

補正予算

約1億4,200万円を追加する平成27年度の一般会計補正予算を可決しました。

主なものは、スポーツ振興くじ助成金を活用し、大村市テニスコート4面をクレーコートから砂入り人工芝へ改修し、併せて観客席の一部に屋根を取り付けるスポーツ施設整備改修事業、本市への企業誘致を推進し、雇用機会の増大及び経済の活性化を図るため、投下固定資産（土地代を除く）の総額や大村市民の新規雇用人数などの

条件を満たした進出企業に対し、補助金を交付する企業立地支援補助事業などです。

総務委員会では、スポーツ施設整備改修事業について審査を行いました。審査では、夜間に利用できるのは当該テニスコートのみであるが、11月中頃から4カ月間の工事期間中に、代替施設等を準備する予定があるのか質問し、市側からは、「夜間照明付きのテニスコートについては、当該テニスコートにはないことは承知しているが、工事期間中の代替施設等を準備することは考えていない。」との答弁がありました。

経済建設委員会では、企業立地支援補助事業について審査を行いました。委員会では、工業団地への進出企業と地元企業との連携が進んでいない状況を踏まえ、市側に対し、地域経済の活性化のため、市と商工会議所が一緒になって、進出企業と地元企業との橋渡しをするよう要望しました。

◆補正予算の主な事業

- ◇スポーツ施設整備改修事業…6,725万7,000円
スポーツ振興くじ助成金を受けて、大村市テニスコートを砂入り人工芝に改修。
- ◇地域公共交通確保維持改善事業…784万円
大村市地域公共交通網形成計画を策定する大村市地域公共交通会議に対して補助金を交付。
- ◇^{注3}企業立地支援補助事業…1,800万円
オフィスパーク大村で立地協定を締結し、地元雇用を行っているなどの条件を満たした進出企業に対して補助金を交付。
- ◇小学校校舎等整備事業…800万円
旭が丘小学校の学級数が増加したことに伴い、既存のプレハブ校舎を使用するため、渡り廊下などを整備。